平成23年第4回稲城市教育委員会定例会

- 1 平成23年4月19日、午後2時から稲城市役所6階603会議室において、平成23年 第4回稲城市教育委員会定例会を開催する。
- 1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江稲垣 弘子伊勢川 岩根小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

指導室長千葉正法学校教育課長松本葉子指導主事細谷俊太郎指導主事治田修幸

学校給食

共同調理場所長小川三男生涯学習課長伊藤徹男体育課長吉野正明文化センター課長秋和広子図書館長宮崎光弘

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長 長﨑 健 学校教育課庶務係 風間 浩子 学校教育課庶務係 市村 由紀

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。
 - (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
 - (2) 日程第2 「会期の決定」
 - (3) 日程第3 「教育行政報告」
 - (4) 日程第4 第18号議案

「採択陳情の処理の経過及び結果について」

(5) 日程第5 第19号議案

「稲城市社会教育委員の委嘱について」

(6) 日程第6 第20号議案

「稲城市立図書館協議会委員の任命について」

(7) 日程第7 報告事項

委員長 予定の時間を5分過ぎてしまいましたが、申しわけありません。

それでは、ただ今から、平成23年第4回稲城市教育委員会定例会を開催いた します。

それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。 前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思います。ご異議ございません でしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、伊勢川委員にお 願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

[教育行政報告]

教 育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

- 学校教育課長 1 工事請負契約状況について
 - 2 寄付について
 - 3 平成23年度小学校入学予定児童の安全帽子の配布について
 - 4 平成23年度児童・生徒・学級数について
 - 5 通級学級の状況について
 - 6 稲城市特別支援教育就学相談委員会について
 - 7 平成23年3月分不登校による欠席児童・生徒数について
- 指導室長 1 担当者事業について
 - 2 研修事業について
 - 3 その他について
 - 4 教育相談所関係について
 - 5 教育センター関係について

学校給食

共同調理場所長 1 学校給食について

2 22年度 主な改善事業

3 平成22年度4月~翌年3月の給食調理数について

生涯学習課長

- 1 社会教育委員関係について
- 2 社会教育活動の振興について
- 3 青少年委員関係について
- 4 青少年指導者養成事業について
- 5 芸術文化活動の振興について
- 6 文化財の保護と普及について
- 7 生涯学習推進事業について
- 8 学校施設コミュニティ開放事業について
- 9 ふれんど平尾運営事業について
- 10 放課後子ども教室支援事業について

体育課長

- 1 体育指導委員協議会関係について
- 2 市立公園内運動施設管理運営について
- 3 学校等開放について
- 4 国体関係について
- 5 その他について

文化センター課長

- 1 会議について
- 2 公民館主催事業の実施状況について
- 3 児童館における事業の実施状況について
- 4 i プラザの主な主催事業の実施状況について
- 5 平成23年3月文化センター課利用統計について

図書館長 1

- 1 市立図書館主催事業について
- 2 城山体験学習館の主な事業について
- 3 緊急雇用対策事業について
- 4 平成23年3月図書館利用統計について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第18号議案「採択陳情の処理の経過及び結果について」を 議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教 育 長 本案につきましては、平成22年第4回稲城市議会定例会において採決された 陳情について、稲城市議会会議規則第136条の規定に基づき、稲城市議会議長 から処理の経過及び結果の報告の請求があったことから、報告をする必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長、学校給食共同調理場所長より順次説明 いたします。

委員長 それでは、学校教育課長、お願いいたします。

学校教育課長 詳細説明を申し上げます。

平成22年第4回の市議会定例会におきまして、老朽化がひどい稲城第一小学校舎、給食センターの大規模改修を急ぎ、若葉台小学校のマンモス校解消を求める陳情という原案の陳情が提出されました。

そのうちの1項目めの稲城第一小学校を初め、市内の老朽校舎、給食センターの大規模改修を急いでいただきたいという部分につきまして、市議会本会議において採択という結論となりました。この部分について、先程教育長からございましたように、市議会規則第136条の規定に基づき、陳情の経過及び結果について、2定例会後の議会、審議会までに報告をするということになっておりますので、今回の教育委員会のほうで、この報告内容について、ご協議差し上げるものでございます。

処理の経過及び結果につきましては、稲城第一小学校の校舎につきまして、 現在、全部で稲城第一小学校は三つの棟からなっております。建築年によりま して、39年、40年、48年の3期に分かれて建築されておりますが、そのうちの 第1期、第2期、39年、40年に建築した棟について、まず、その一覧にござい ます基本調査業務委託を行い、本年7月29日までを工期として、耐力度の調査 等を実施しているところです。

これにより、全ての建物がどれだけ耐力度を持っているかという調査結果を得まして、その結果に基づき、大規模改修とするのか、いわゆる耐力度がないとすれば、今度は建物の建て替え、建物を壊して、まるまる新しい建物を建て直すということが必要になることもあるので、まず、その判断材料を委託により、調査を求めているところでございます。

その結果が、もし建て替えが必要ないということになりましたら、今度は第3期の建築棟も合わせまして老朽度の調査を行い、老朽化の調査を行い、どことどこを改修していく必要があるのか、全体の大規模改修の計画を立てて、仮に耐力度がないということになりましたら、その耐力度がない建物については先程申し上げた建て替えをし、耐力度がある建物については大規模改修を行うという方針で進めていく考えでおります。

その調査結果を現在求めている最中でございますので、今後はその調査結果に基づいて改修工事の検討をし、可能な限り早期に工事の日程を進めていきたいという内容でございます。

その他の市内小中学校の校舎の大規模改修工事につきましては、第四次長期総合計画に沿って予定している学校を中心に進めてまいりますという内容で、処理の経過及び結果の報告とさせていただきたいというご協議内容です。

委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、学校給食共同調理所長。

学校給食

#同調理場所長 学校給食共同調理場(第一調理場)ですが、この建物は昭和46年に開設以来、 随時、必要に応じ、改善、施設の改修も行ってきております。 22年度ですが、設備の改修として、焼物機、保管庫の買い替え、また、屋根の 改修工事も行ってきております。今後、第四次稲城市長期総合計画に基づき、 計画的に改修を行っていきますという回答をしております。 以上です。

委員長 ありがとうございました。

以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 18号議案の第一小学校校舎について基本調査業務を委託して、7月29日まで に結果が出てくるということですけれども、いつごろからこれは始めていらっ しゃいますか。今年度に入ってからですか。

委員長 学校教育課長。

学校教育課長 2月の時点で着手しておりまして、その後、いわゆる予算については繰越事業ということで、7月までの工期で進めているところでございます。

委員長 ありがとうございます。 いかがですか。

稲垣委員 わかりました。

委 員 長 よろしくお願いします。 他にはいかがでしょうか。どうぞ、稲垣委員。

稲垣委員 ちょうど調理場のところですけれども、先程の報告の中でも、かなり色々、中の設備のほうは今までにも改修をしてきているようですけど、まだまだ、このいろんな設備や何かにも、費用がこれからもかかりそうな感じでしょうか。 建物はかなり老朽化というので、色々お金がかかるのかなと思ってますがここで大体は、設備類は一式、一応、きれいになったというか、新しいものになったという感じでしょうか。

委員長 学校給食共同調理場所長。

学校給食

共同調理場所長 建物自体が40年経っています。鉄骨づくりですので耐震診断をかけまして、 今後使用できるか調べていく状況です。

食数におきましては、四次の長期総合計画の人口推計に沿うような設備とし

て煮炊きする釜数を何個増やす必要があるかなども含め、今年度に基本設計を立て、人口推計に見合う調理場施設に改修していきたいと考えております。

また、この施設に関して、特に配管(水道・ガス・蒸気)が老朽化している 面がありますので、全体的に改修を考えている状況です。

委員長 他にはいかがですか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。 これより第18号議案、「採択陳情の協議の結果及び結果について」を採択い たします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決いたしました。 次に、日程第5 19号議案、日程第6 第20号議案の2議案とも人事案件で すので、秘密会とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第19号議案、第20号議案は秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩) ※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第19号議案、第20号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第19号議案、第20号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 再開いたします。

これより第19号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第19号議案は原案のとおり可決いたしました。 次に、第20号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を採択 いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。 次に、日程第7「報告事項」です。

本日の報告事項は5件です。「入学式報告」、「新規採用教員人数」、「平成22年度市立中学校卒業生進路報告」、「小学1年生の35人学級編制について」を指導室長、「教育委員会所管施設の開館時間について」を各課長より説明をお願いいたします。

それでは、初めに、指導室長、お願いいたします。

指導室長 初めに、平成23年度入学式につきまして、ご報告いたします。

小学校は4月6日、中学校は翌7日に実施され、全校で国歌斉唱、国旗掲揚を初め、学習指導要領の趣旨を踏まえて、適切に実施されたことをご報告申し上げます。

次に、平成23年度新規採用教員について、ご報告します。

小学校では29名、中学校では9名となっております。そのうち、半年ごとの 業績評価で採用延期を1年以内で行う、いわゆる期限付任用の教員は、小学校 では5名、中学校では3名となっております。

次に、市立中学校の昨年度の3年生の進路未決定者の状況でございます。

4月18日、昨日現在では、男子2名、女子2名の計4名となっております。 そのうち、就職希望の生徒が1名、ひきこもりや不登校などの生徒が2名、そ して、4月から家庭の事情で関西に転居し、現在は進学の意思のない生徒が1 名ということでございます。

最後に、いわゆる35人での新1年生の学級編制について、ここで法改正を伴 う動きがございましたので、そのことについて、ご報告を申し上げます。

4月15日、国におきまして、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる標準法の改正がございました。東京都では、これに合わせて学級編成基準を改正する見通しでございます。このことで、小学校の第1学年の学級の標準の人数が、40人から35人というふうに改正されました。

ただし、新年度が既にスタートを切っていることを踏まえて、次の三つの要

件に当てはまる場合は、教員は配置をされますけれども、学級は分割しなくて もよいということが示されております。

その三つの要件としまして、まず一つは、教室が不足する場合。それから、教育上の配慮から学級分割をしないことが望ましい場合。そして、三つ目が、児童に対する影響が大きいことが予想される場合。この三つの場合については、いわゆるティームティーチングなどで、配置された教員を校長先生の裁量で活用することができる旨、東京都からの通知にも明確にうたわれております。

稲城市におきましては、今年度、稲城第三小学校、それから、長峰小学校の第1学年の編成が、この法改正に該当する学校、学年ということでございます。既に校長先生からもご意見を聴取いたしまして、両校の校長先生とも、学級編制が既に終わって、入学式も済んでいること、また、新学期の授業が既に開始されていること、それから、保護者会等を開催して、既に保護者への周知も完了していること、あわせて、新たに採用される予定の教員が期限付の任用教員である可能性が高いこと、そして最後に、国の来年度の予算編成が、現段階では学年進行で、第2学年での35人編成の見通しが不透明であること、さらに、次年度の学級が、それによりまして不透明であることから、学級数が来年度、2年生になったときには、また元に戻って、教員が過員になってしまうというような、以上の点から、両校の校長先生とも学級を分割することなく、新たに配置された教員を校内の指導で、特に1年生に充てて有効に活用する旨、お話がございました。

また、さらに第三小学校では、いわゆる配当標準表から、16学級から17学級に学級が増えますので、家庭科専科の教員が新たに配置される見通しでございます。

以上、今回の法改正に当たりまして、稲城第三小学校及び長峰小学校の第1 学年は分割せずに、新たに配置された教員を校内で有効に使うということで進 めさせていただく予定でございます。このことに対しては、特に指導室から十 分、学校での新たな教員の活用状況、また、学級・学年での勤務状況を把握い たしまして、円滑にこの学年の子ども達が学校に適応できるように指導を重ね ていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

それでは、「教育委員会所管施設の開館時間について」を各課長より説明を お願いいたします。

生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 お手元に配ってあると思いますが、教育委員会所管施設の開館時間につきまして、節電対象の一環といたしまして、5月1日から6月30日までの間の公共施設の開館について、下記のとおりにしております。担当課長のほうからご説明させていただきます。

まず、私のほうから、1番と2番の学校教育課、生涯学習課、また、障害福祉課の施設についてのご説明をいたします。まず、複合施設ふれんど平尾につきましては、生涯学習エリアにつきまして、9時から17時まで。これは後程ご説明いたします文化センター課の公民館と合わせております。エイトピア工房につきましては、ここで働く職員、あるいはそこに来る通所の方の時間帯がありますので、これについては8時半から17時15分までとしております。

また、シルバー人材センターの作業場につきましては、9時から17時までというふうにしております。

2番目、生涯学習課の施設名が、いなぎ I Cカレッジの事務局、郷土資料室 コーナー、これは城山体験学習館の中にあるものですが、通常どおりというこ とで、これも図書館長の方で説明すると思いますが、中央図書館と合わせまして、9時から17時ということで設定しております。

私のほうからは以上です。

委員長 ありがとうございました。

それでは、体育課のほうをお願いいたします。

体育課長 それでは、体育課所管の施設につきまして、ご説明いたします。

体育課では、こちらの表のとおりでございますが、11の施設につきまして、対応してございます。

基本的には照明施設等を使わないということでございまして、6時までを基本にしてございます。その中で、総合体育館等はコマ割の関係、1単位が2時間50分というコマ割の関係がございまして、最終の時間を18時30分としてございます。

中央公園につきましても、野球場につきましては、5月までは16時45分、6月からは18時45分とさせていただいております。一応、通常どおりでございます。

総合グラウンドにつきましては、日照の関係で19時までという形にさせていただいております。無料開放につきましては、17時までということでございます。

若葉台の多目的公園につきましては、こちらも19時までということでございます。

いずれもナイター設備のあるところにつきましては、使用不可というところでございます。

最後になりますが、学校体育館施設につきましては、やはり照明器具を使わないということで、自然光の中で6時までやっていただくということの取り組みとさせていただいております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

次に、文化センター課、お願いいたします。

文化センター課表では、文化センター課が所管します施設について、説明を申し上げます。

まず、公民館につきましては、先程生涯学習課長からありましたように、 普段は22時までというところでございますが、17時までとしております。児童 館、老人福祉館につきましては、通常どおり9時から17時まで、学童クラブに つきましては通常通り18時まででございます。

i プラザにつきましては、ホールエリアが通常どおり 9 時から22時としております。これは利用区分を、午前、午後、夜間、全日というふうに時間帯で区切っております。また、ホールの特性から、催事という催し物があります関係で、途中で区切るということは内容から見て難しいということで、通常どおりとしております。

ギャラリーにつきましても、展示物などの内容ですが、これも全日の利用区分としていることから、通常どおりの9時から22時としております。

生涯学習エリアにつきましては、利用区分の最後の1コマの利用を供さない ということで、9時から19時30分までとしております。

児童青少年エリアにつきましては、一般の来館は通常は20時まででございますが、生涯学習エリアと同じフロアということもあり、19時30分までとしております。

20時から22時まで、一般の貸し出しに供する施設もございますが、こちらに つきましては貸し出しは不可としております。 以上です。

委員長 ありがとうございました。

それでは、図書館のほうに移ります。図書館長、お願いいたします。

図書館長 図書館について、説明をさせていただきます。

まず、中央図書館でございますが、9時から18時までということで、通常20時までのところを2時間前倒しで閉館という形をとらせていただいております。

そして、備考のほうに書いてございますが、図書館の貸し出し、予約等々に つきましては、全て図書館の情報システムで対応しておりますことから、停電 時及びその前後の1時間程度は閉館とさせていただくものでございます。

第一から第四図書館につきましては通常どおり10時から18時、i プラザ図書館につきましては、中央図書館と同様、2時間の短縮ということで、9時から18時でございます。

それと、城山体験学習館につきましては、9時から通常20時のところを2時間、中央図書館と併設でございますので、同じように2時間短縮ということで、9時から18時までとさせていただくものでございます。

以上です。

委員長 ありがとうございました。

それでは、報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいた します。いかがでしょうか。

稲垣委員、どうぞ。

稲垣委員 今の停電に対する対策の中で、i プラザホールのほうは、一応、9 時から22 時という、そのいろんな途中で区切るわけにはいかないのでということでありましたが、これの電源に対して、非常電源みたいなもので対応できるのですか。

委員長 文化センター課長、お願いいたします。

文化センター課 この時間をフルに、停電時に非常電源では対応できません。ただ、非常電源 装置は備えておりますので、片づけて点検するぐらいの時間は備えてあります。

委員長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。 教育長はいいですか。

教 育 長 35人学級で、2年生のほうがそういう状況になっていないので、教員が過員 になるということのおそれがあるわけですね、もしやると。すると、過員にな った場合は、その教員の扱い等は、その辺、ちょっとどうなるか、教えてくだ さい。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 過員になりました場合は、まず、校長先生と十分ご相談するということになりますけれども、原則的に言えば、そこの当該の学校に長くいる教員から、異動の対象となってくるというようなことがございます。

委員長 課員の場合の教員の取扱い等ということで、よろしいですか。 他にはいかがですか。 稲垣委員。

稲垣委員 じゃあ、今の35人学級なんですが、非常に色々検討してくださって、子ども達のためにも、やはり今から分けるには、いろんな面で問題が出てくるんじゃないかと思うので、いい措置の方法だと思うんですけれども、現場の校長先生方のご意見というのはいかがでしたでしょうか。

委員長 指導室長、お願いいたします。

指導室長 いわゆる新1年生、小1問題と言われるようなことが、継続的に全国の学校で課題になっております。既に東京都では独自に、その辺について対策をとってきているところでございますけれども、国の単位でこういった措置がとられるということについては、校長会も大いに歓迎をし、最近、各学校で一般的に増えていると言われている特別支援の対象のお子さんとかですね、あるいは一方、小学校の学習の秩序に適応できないようなお子さんに対する指導を、学級の子どもの人数が少なくなることによって、より一層、徹底が図れるのではないかという、校長先生方の共通の思いがございます。

ただ、今年度につきましては、もう既に新年度が始まり、保護者等とも十分 意思の疎通が図られた段階のことでございますので、やむを得ないということ で、ぜひ来年度から、これがきちっと実施されて、公立の学校を初め、定着す るというようなことが、校長先生方の思いであるというふうに受けとめており ます。

稲垣委員 わかりました。ありがとうございます。

委員長 ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたしま す。

(午後 3時 6分閉会)